

報告第2号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

加西市長 西村 和平

専決第2号

専 決 処 分 書

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例
の制定について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税及び介護保険の第1号被保険者にかかる保険料の減免措置について、令和4年度も引き続き継続することに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）及び加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

加西市長 西 村 和 平

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例

(加西市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

(加西市介護保険条例の一部改正)

第2条 加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税及び介護保険の第1号被保険者にかかる保険料の減免措置について、令和4年度も引き続き継続することに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）及び加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。